

特許法条約

Patent Law Treaty (PLT)

趣 旨

各国の特許出願に関する**手続の国際調和・簡素化** ➡ **利便性向上・出願人の負担軽減**

背 景

- 1995年: 特許出願に関する制度の**手続的要件**を国際的に調和させるための議論開始
- 2000年6月: 本条約の採択 ➡ 2005年4月: 本条約の発効
- 2016年2月末現在: 36箇国が締結(米, 英, 仏, 豪等)

主な内容

- ◆ 出願日の取得手続の簡素化 (第5条)
- ◆ 官庁が手続を却下する際の通知等の義務付け(第5条～第8条, 第10条～第13条)
- ◆ 手続書類の様式・内容の明確化 (第6条, 第8条)
- ◆ 官庁が出願書類に関する証拠等の提出を要求することを制限 (第6条, 第8条)
- ◆ 手続における代理人の選任が義務付けられる場合の明確化 (第7条)
- ◆ 所定の期間を徒過した手続や喪失した権利の救済 (第11条～第13条)

早期締結の必要性

- 我が国企業等が他の締約国で基本的に国内と共通の手続により特許出願を行えるようになる ➡ **発明の奨励・産業振興**
- 出願件数世界3位の我が国による締結 ➡ 特許出願に関する手続の利便性向上のための**国際的な取組への貢献**
- 我が国が率先して締結し新興国に締結を働きかけ ➡ 我が国企業等による新興国での出願・権利化促進 ➡ **国際競争力の強化**
- 「**日本再興戦略**」改訂2014において、2015年度を目処に本条約へ加入することが検討課題とされている

(参考) 我が国の特許出願に関する手続の流れ

